

# 第1章．本調査の背景と目的

## 1．地域の知の拠点による地域活性化の背景

### (1) 多様な主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりの必要性

- 地方分権や市町村合併の進展などにより市町村の役割が拡大する一方で、厳しい地方財政、少子高齢化の進展などの地域課題が存在する中、これまで行政が中心的、先導的役割を担うことが主であった地域づくり活動においても、今まで以上に多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりが求められている。
- 現在新たに計画されている国土形成計画(1)において、持続可能な地域の形成のためには地域資源を活かした産業の活性化が求められ、その際に、多くの知識と技術、人材を有する地域の大学等の活用が期待されるなど、大学を地域の担い手・地域の人材として捉える動きが活発化している。

1 国土形成計画全国計画計画部会中間とりまとめ(平成18年11月)抜粋

#### 第3 計画のねらいと戦略的取組

##### (2) 持続可能な地域の形成

###### 地域資源を活かした産業の活性化

「(前略)...財政制約などの下で地域の自助努力により産業の付加価値や生産性を高めていくためには、風土的・経済的・人的資源など地域資源の総力を結集し、地域の特色を活かした産業や雇用創造の取組を展開させることが不可欠である。...(中略)...さらに、大学等は地域にとって重要な知的・人的資源であるとともに、大学生等若者の多く集まる場所でもあることから、大学等を含め広く教育・研究の振興を図るとともに、産学官の連携による新産業の創出など地域への成果還元や大学等の知の拠点を核とした地域づくりを考えていく必要がある。(後略)」

### (2) 地域再生における「人材」の重要性

- 我が国の活力の源泉である地域の再生、持続的な発展を図るためには、地域の担い手づくりが重要であり、地域の知識・人材が集積する大学等は、地域に開かれた存在として重要な地域活性化の拠点となることが期待される。
- 平成18年2月に、大学と連携する地域づくりを支援する省庁間連携の取組みとして、『地域の知の拠点再生プログラム』が地域再生本部で決定され、地域の取組みに対する支援措置や大学等と連携した地域の取組みを推進するための環境整備(2)を実施しているところである。
- また、地域における雇用機会の創出は、地域再生の主要テーマであり、地域提案型雇用創造促進事業など、雇用創出に資する地域再生の支援施策を展開している。その中で、内閣官房地域再生推進室及び構造改革特区推進室では、「地域再生における雇用創出について(3)」の施策展開の中で、地域の大学等と連携した地域づくり、地域再生に資するNPO等の活動支援などにより、地域に貢献する活動を担う新たな担い手を創出・育成することにより、新規の雇用を創出するとしている。

## 2 知の拠点再生プログラムに位置づけられた地域再生計画を支援する施策

### 【地域再生計画と連携した施策】

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

- ・大学が有する個性・特色をいかし、将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向け、地元で活躍し、地域の活性化に貢献し得る人材の育成を行うため、地域の大学（又は地域の大学のネットワーク）が地元の自治体との連携により、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を輩出する「地域の知の拠点」を形成し、地方分散型の多様な人材を創出するシステムを構築する事業（「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム）については、認定地域再生計画における位置付けを踏まえて総合的に支援する。【文部科学省】

現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）

- ・各種審議会からの提言等を踏まえ、社会的に要請の強い政策課題に対応した取組の中から優れた取組を支援することから、公募テーマ「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」の選定に当たっては、地域再生計画の位置付けも踏まえ効果的に支援する。【文部科学省】

地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）

- ・地域医療など社会的ニーズに対応したテーマ設定を行い、国公私立大学から申請された取組の中から特色ある優れたものを選定し、財政支援を行う本プログラムについて、地域医療に関連する公募テーマの選定に当たっては、地域再生計画における位置付けも踏まえて効果的に支援する。【文部科学省】

国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）

- ・国立大学法人における学術研究のうち、地方公共団体と連携して一定期間にわたって行われるものに対する支援を行うに当たっては、有識者等の意見を踏まえつつ、地域再生計画に位置付けられるものについて、一定程度配慮する。【文部科学省】

「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進

- ・a .高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービスの拠点を整備する事業（地域介護・福祉空間整備等交付金）、b .高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業（地域介護・福祉空間推進交付金）の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。【平成18年度より実施（平成18年通常国会に法案提出）厚生労働省】

- ・高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。【厚生労働省】

地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進

- ・農林水産現場で実用化を確実にできる研究開発を実施するために、大学を始めとする技術シーズを有する地域の産学官の研究勢力を結集させるコーディネート機関及び研究実施機関に対して支援する研究の採択に当たっては、地域再生計画への位置付けも考慮しつつ行う。【農林水産省】

地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成

- ・a .地域の防災・減災、b .住宅・社会資本ストックの診断・解体・再生、c .自然環境などをいかした資源への転換等の地域のニーズ等に応じた実用化段階にある建設技術の研究開発について助成課題を選定するに当たっては、地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。【国土交通省】

2 知の拠点再生プログラムに位置づけられた地域再生計画を支援する施策（続き）

地域新生コンソーシアム研究開発事業

- ・地域における産学官の強固な研究体制（地域新生コンソーシアム）を組むことによる実用化に向けた高度な研究開発の実施に当たっては、認定地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。【経済産業省】

地域新規産業創造技術開発費補助事業

- ・中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といったリスクの高い実用化技術開発の実施に当たっては、認定地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。【経済産業省】

地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化

- ・地方公共団体と地域の大学との連携による地域再生を推進するため、地方公共団体が、地域における産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号）第 24 条第 2 項に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化・迅速化する。【総務省】

日本政策投資銀行の低利融資等の活用

- ・日本政策投資銀行の低利融資等を活用して、大学等と連携した地域の自主的な取組に係る資金調達について支援する。【財務省】

【地域と大学等の連携による地域再生の取組の支援に資する施策の推進】

国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係を除く）

国立高等専門学校における地域連携、地域貢献関係事業

私立大学における社会連携研究推進事業

産学官連携活動高度化促進事業

地方大学等の施設の再生

バイオマスの利活用の推進（バイオマスの環づくり交付金）

食料産業クラスターの推進

産学連携製造中核人材育成事業の実施

ビジネス・インキュベーション施設整備の推進

地域の観光を担う人材の育成支援

「知の集積」等をいかした新しい観光振興の支援

環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施

地域の創意工夫による実践的な都市再生活動の支援

地域振興フォーラムの開催

道路使用許可等の手続の円滑化による知の拠点を活用した地域再生の支援

3 「地域再生における雇用創出について」

（内閣官房地域再生推進室、構造改革特区推進室 平成 18 年 3 月）

地域の大学等と連携した地域づくりを支援する「地域の知の拠点再生プログラム」に基づく各種施策、株式会社に対する投資促進税制、地域再生に資する NPO 等の活動支援などにより、地域に貢献する活動を行う新たな担い手を創出・育成することにより、新規の雇用を創出する。

### ( 3 ) 大学等における地域貢献の必要性

- 大学等においても少子化における大学全入時代の到来に起因する厳しい競争環境及び経営環境、国公立大学独立行政法人化に伴う地域貢献・地域連携の必要性など、大学等は今まで以上に自己の存在意義を明確にし、内外にアピールすることが求められている。
- 大学等は特色ある教育や研究など、大学等が有している教育、研究機能に磨きをあげる必要があるが、これに加え、所在する地域に対する「貢献」に取り組むことが、今後の大学等の存在感や価値を高めるために重要な要素となることが考えられ、個々の大学等は積極的な地域貢献・産学官民連携を図ることが求められる。

### ( 4 ) 地域との連携に資する資金確保に関する動向

- 物質的豊かさを重視する社会から知識・情報を重視する知識社会へと主軸が変化しており、これに呼応して、国の研究推進に関する予算も大幅に拡充されている。
- これら科学技術においても、社会や国民から支持され、成果を還元することが求められ、大学等に対しても、地域や社会ニーズを考慮し、実社会への対応をにらんだ基礎研究の実施など、地域との連携機会の拡大を求める声が強くなっている。( 4 )

#### 4 第3期科学技術基本計画における位置づけ(抜粋)

##### 第3章 科学技術システム改革

##### 2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

##### (2) 大学の競争力の強化

##### 個性・特色を活かした大学の活性化

##### (地域に開かれた大学の育成)

地域における大学は、国公立を問わず地域にとって重要な知的・人的資源であり、地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきである。また、地方公共団体等は、このような大学をパートナーとして捉え活用していくことが地域再生に不可欠と認識し、積極的に支援していくことが期待される。例えば、地場産業・伝統産業の技術課題や新技術創出に大学が取り組む地域貢献型の産学連携や、それら産業と連携した人材育成の推進など、地域が大学と連携し、国の支援とがあいまって、地域の大学を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成していくことが望ましい。

地域の大学の活性化・活用による地域再生の一環として、文部科学省、地域再生本部、総合科学技術会議等が連携し、大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置や環境整備を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」を推進する。

## 2. 地域と大学等との連携取組みの現状と課題

### (1) 地域と大学等との連携取組みの現状

- 90年代後半から、産業競争力強化や科学技術の振興に向けて、1995年の「科学技術基本法」の制定にはじまり、98年の「大学等技術移転促進法(TLO法)」などの各種の産官学連携施策の実施により、大学等の研究シーズの民間企業への技術移転が行われてきた。
- また、国や自治体における調査・研究委託、委員会におけるアドバイザーとして、大学等が地域と連携する事例も多く、その他生涯学習講座や大学等の公開講座などにおいて、大学等が持つ技術や知識を一般に公開していく事例も多く見られる。

### (2) 地域と大学等との連携上の課題

#### (理工系と企業との連携への偏重)

- 大学等の技術や技能を、民間企業へ移転する産学連携については、数多くの事例があり、仕組みづくりも進んできている。ただし、盛んに取り組まれてきている連携は、専ら理工系研究室と製造企業との技術支援的な連携が中心である。

#### (大学側から地域側への知識の供与としての地域貢献)

- 調査・研究委託、審議会や委員会のアドバイザーとして大学が地域へ関与したり、生涯学習や公開講座などの大学等の地域への取組みに関する多くの連携事例は見られるが、大学側からの一方的な知識の供与という地域貢献であり、真の地域と大学等との連携とはいえない。

#### (地域振興の連携パートナーとしての大学のあり方)

- 地域には様々な課題が山積しており、地域活性化を図りたいというニーズを持っている。また、そのニーズの主体も企業に限らず、市民やNPOなど様々である。地域の大学等とこれら諸団体とが共同して地域活性化という目的に向かって進んでいくことが求められる。

#### (個人から組織としての連携と地域がアクセスしやすい仕組みづくり)

- 地域と大学等との連携の仕方を見ると、大学等の教員個人(研究室)と自治体や企業との連携が主流である。また、連携のきっかけにあっては、講演会における講師としての参加や地域の調査に関わっていたことによる偶発的なきっかけが多かった。近年、地域の大学としての組織的な取組みの必要性から、産官学連携窓口や知的財産本部、地域貢献推進室を設置するなど、産官学連携の取組みを強化しつつある大学も多い。ただし、地域住民や企業にとっては、容易に相談に行きにくいといった課題も見られる。

### 3. 調査の趣旨・目的

#### (1) 調査の目的

- 地域は、そこに住み暮らしている住民や地域に関わる人々によって構成されており、大学等の知の拠点を地域再生に活かすということは、これら地域住民等を中心とする地域へ知識や人材を還元するということに他ならない。つまり、地域の知の拠点である大学等の知識や人材を地域住民にいかに還元し、地域活性化を図っていくのかについて道筋を明らかにしていくことが、地域の知の拠点再生の重要なテーマである。
- 地域再生推進の主要テーマは、“地域が自ら考え、行動する”ことである。しかし、地域側からの要請等で、大学の知的資源や人材資源が地域活性化につながっている事例やその知見は極めて少ないのが現状である。地域の知の拠点活用のきっかけづくりや大学と地域で活動する市民や諸団体(NPO等含む)との連携方法・役割分担、これら連携や活動を支援する中間組織のあり方、行政機関の支援方法、地域内外への情報発信のあり方などの展開プロセスを明らかにすることが地域の知の拠点による地域活性化の推進に求められている。
- 本調査は、地域が主体となって、大学等の知識・人材資源をいかに地域振興や地域活性化につなげていくのかを検討することに着目する。そこで、全国における地域と大学等の連携による取組みから、大学等の知識・人材資源を地域活性化に結び付けている先進的な地区についてヒアリング調査などを実施し、大学の研究等が地域活性化につながっていく過程を明らかにすることを目的とする。あわせて、地域の知の拠点による地域再生推進に向けての支援方策等を明らかにする。

#### (2) 調査の方法

##### 地域と大学の連携による地域活性化の現状に関する全国調査

全国における地域と大学等の連携による取組みから、大学等の知識・人材資源を地域活性化に結び付けている先進的な地区を抽出し、ヒアリング調査等を通じ、大学等の研究成果や人的資源が地域課題解決や地域活性化につながる過程を明らかにする。また、その過程の中で、隘路となった事項や連携推進上の課題、留意点を整理・分析する。

##### 地域の知の拠点による地域活性化の推進方策の検討

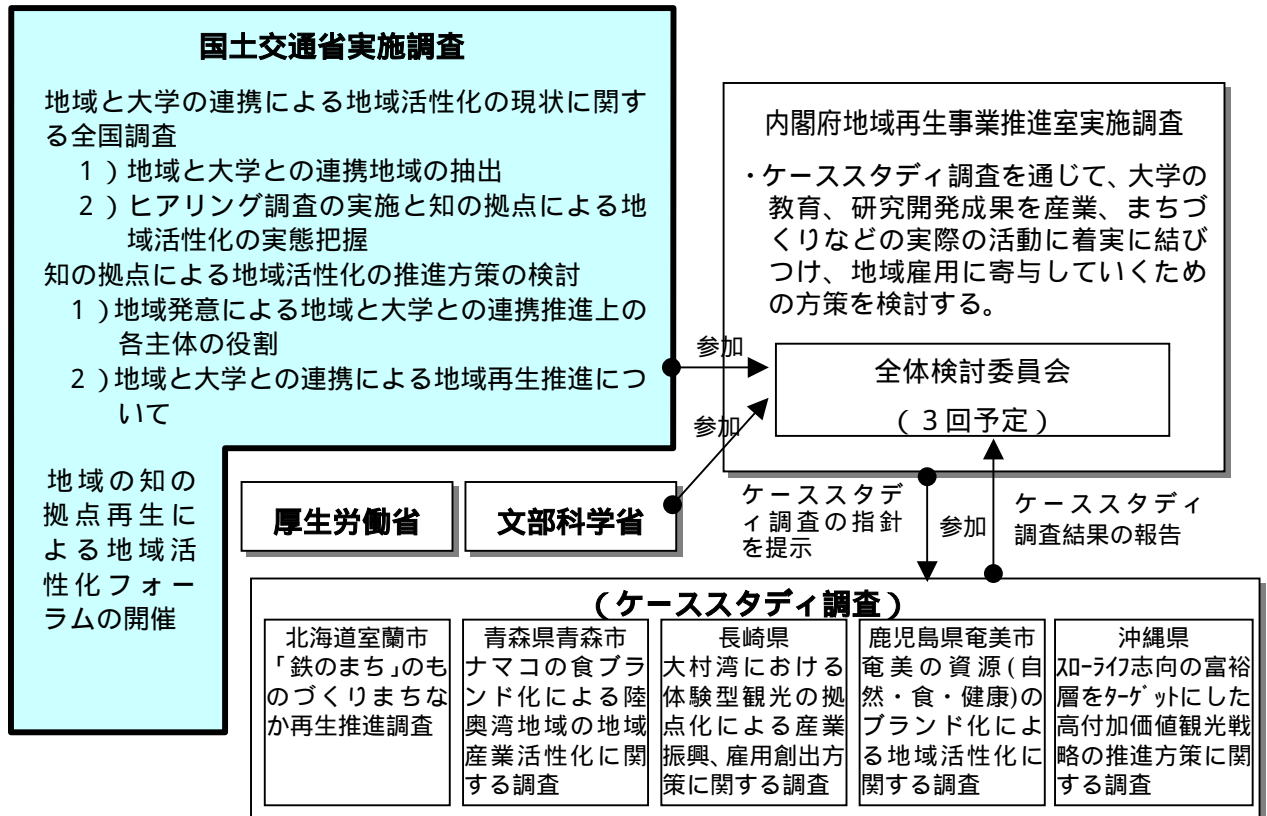
事例調査を通じ、地域が主体となった、地域の知の拠点を活かした地域づくりを推進していく上で望ましい支援方策のあり方等を検討する。

##### 地域の知の拠点による地域活性化フォーラムの開催

調査成果の周知や地域の知の拠点による地域づくり普及啓発のため「地域の知の拠点による地域活性化フォーラム」を開催する。

( 3 ) 他調査との関連性

- 本調査は内閣府地域再生推進室に加え、5つのケーススタディ地区における調査、及び調査参画主体としての文部科学省、厚生労働省と複数の調査主体が存在する。
- そこで、本調査実施においては、内閣府地域再生推進室で実施する調査と連携を図るとともに、内閣府実施調査内に設置する検討委員会（5）に参加し、調査に関する知見を得る。



5 地域の雇用創出のための知の拠点再生推進方策検討調査検討委員会

| 区分                   | 所属・職名                     | 氏名(敬称略)             |
|----------------------|---------------------------|---------------------|
| 有識者                  | 早稲田大学教授                   | 伊藤 滋                |
|                      | 東京工業大学大学院助教授              | 妹尾 大                |
|                      | 独立行政法人労働政策研究・研修機構常任参与     | 高津 定弘               |
|                      | 元野村総合研究所理事                | 玉田 樹                |
| ケーススタディ調査<br>実施主体    | 北海道室蘭市企画財政部長              | 山田 進                |
|                      | 室蘭工業大学建設システム工学科生活空間工学講座講師 | 真境名 達哉              |
|                      | 青森県青森市農林水産部長              | 小嶋 敏光               |
|                      | 弘前大学農学生命科学部教授             | 渋谷 長生               |
|                      | 長崎県環境部環境政策課長              | 山崎 直樹               |
|                      | 長崎大学環境科学部教授               | 武政 剛弘               |
|                      | 鹿児島県奄美市企画部長               | 花井 恒三               |
|                      | 鹿児島大学法文学部経済情報学科教授         | 山田 誠                |
|                      | 沖縄県観光商工部観光交流統括監           | 松本 真一               |
|                      | 琉球大学法文学部総合社会システム学科教授      | 平敷 徹男               |
|                      | 関係省庁                      | 国土交通省都市・地域整備局地方整備課長 |
| 文部科学省研究振興局学術機関課長     |                           | 森 晃憲                |
| 厚生労働省大臣官房参事官(雇用対策担当) |                           | 菅野 孝一               |
| 内閣府地域再生事業推進室参事官      |                           | 岩瀬 忠篤               |
| オブザーバー               | 内閣府経済社会総合研究所研究官           | 中川 尚志               |

は、委員長